厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

Press Release

滋賀労働局発表
令和２年１月 15 日（水）

	滋賀労働局職業安定部職業安定課	
担	課長	西澤 昌人
	課長補佐	矢尾 忠之
	地方職業指導官	古川 英一
当	電話	077-526-8609

“しが就職氷河期世代サポートコーナー”を開設します

～令和２年１月16日（木）しがヤングジョブパーク内～

滋賀労働局では、令和２年１月 16 日から、しがヤングジョブパーク内に就職氷河期世代の方を支援する専門窓口「しが就職氷河期世代サポートコーナー」を開設し、同コーナーにおいて「安定した仕事に就きたい」、「スキルアップを図りたい」、「働くためのサポートが欲しい」など、様々なニーズにきめ細かに対応します。

◆しが就職氷河期世代サポートコーナー◆

開　設　日　　令和２年１月 16 日（木）
開設場所　　しがヤングジョブパーク内（草津市西渋川 1-1-14 行岡第一ビル４階）
利用時間　　月～金（祝日等は閉庁）　9:00～17:00
専用電話　　０７７－５６３－０３５０
対　象　者　　①　就職氷河期世代の方（原則 35 歳以上 55 歳未満の方）
②　正社員雇用の機会に恵まれなかった方※
③　安定した雇用を希望している方
※雇入れ日前１年間に正社員として雇用されていない方、かつ、直近５年間に正社員としての雇用期間が通算１年以下の方や、概ね一年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い方、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方など、安定した就労の経験が乏しい方（正規雇用の在職者は除く）。
事業内容　　（１）専用ダイヤルによる電話相談や予約相談の受付
（２）就職氷河期世代限定求人の提供
（３）利用者の希望に応じた個別求人開拓
（４）ハロトレ（職業訓練）情報の提供
（５）臨床心理士やファイナンシャルプランナーの専門家による相談支援
（６）ひきこもり支援センター等との連携によるチーム支援

◆事業詳細

就職氷河期世代に対する支援については、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年６月 21 日閣議決定）において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定され、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づく各種施策に積極的に取組むこととしており、

・ハローワークに専門窓口を設置し担当者によるチーム支援を実施
・民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援
・就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進

等について、令和２年度からの実施に向けた体制整備を図ることとされています。

就職氷河期世代の不安定就労者については、能力開発の機会に恵まれず、企業に評価される職務経歴も十分でない者が他の世代に比較して多く、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者も潜在しており、このような方に対する支援は喫緊の課題であることから、滋賀労働局においては、現体制で可能な範囲で先行的に取組むこととしたものです。

◆就職氷河期世代活躍支援プログラム対象者数

就職氷河期世代活躍支援プログラムでは、主な支援対象者層として、

①不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）
②長期にわたり無業の状態にある方
③社会参加に向けた支援を必要とする方

を位置づけており、その対象者数は、就業構造基本統計調査（2017 年）では、以下のようになっています。（③については計測困難）

	35～44 歳人口	不安定な就労状態にある方	長期にわたり無業の状態にある方
全国	17,306,000	541,700	391,660
滋賀県	197,900	5,900	2,641

◆現状における主な就職氷河期世代支援対策

○令和元年８月からハローワークでは、就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方で、安定した雇用を希望している方を対象に、期間の定めのない労働契約を締結することを前提とした求人申込において、**当該年齢に限定した求人の受理**を可能としています。（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく年齢制限の例外事由）

○いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、正社員経験が無い（少ない）方をハローワーク等の紹介により正社員として新たに雇用する事業主に対して、**「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」**を支給。

○職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則３ヵ月間の試行雇用をすることにより、常用雇用へ移行しようとする事業主に対して、**「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」**を支給。